

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

2026/9/7 号 (No. 710)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、改正知財法規の全国周知活動を開始(国家知識産権網 2026 年 8 月 26 日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局申局長、中国・ASEAN 知財長官会議と知財週間に出席(国家知識産権網 2026 年 9 月 2 日)
2. 司法部と国家知識産権局、涉外知財実務の専門人材を育成(国家知識産権網 2026 年 8 月 29 日)
3. 中国・シンガポール、PPH 試行を 5 年間延長 2031 年まで(国家知識産権網 2026 年 8 月 28 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 河北省、知財運営センター整備を規範化 産業化を後押し(国家知識産権網 2026 年 8 月 28 日)

【華東地域】

2. 江蘇省、医療データ知財の保護・活用推進 98 社が 249 件登録(国家知識産権網 2026 年 8 月 28 日)

【華南地域】

3. 海南省三亜市、非品种植物の特許 3 件を迅速に権利化 新たな知財保護制度が始動(中国知識産権資訊網 2026 年 8 月 28 日)

【その他地域】

4. 湖北省、「十五五」知財計画を発表 2030 年に全国上位へ(中国知識産権資訊網 2026 年 8 月 28 日)

○ 司法関連の動き

1. 最高検、知財事件の技術支援代表事例 5 件を公表 専門的証拠の審査強化へ(最高人民検察院公式サイト 2026 年 9 月 2 日)
2. 上海浦東新区、知財の行政・刑事連携を強化 新制度を公布(中国保護知識産権網 2026 年 9 月 1 日)
3. 最高人民検察院、改正「商標法」の施行徹底へ 10 月に全人大常務委へ報告(最高人民検察院公式サイト 2026 年 8 月 28 日)
4. 浙江省永康市、知財事件の専門調査を強化 技術調査官を部門間で共有(最高人民検察院公式サイト 2026 年 8 月 26 日)
5. 中国検察機関、営業秘密侵害犯罪の取締りを強化 権利者救済とリスク予防も推進(最高人民検察

院公式サイト 2026 年 8 月 19 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

1. 上海静安区知識産権局、化粧品ブランドと連携 模倣品対策を強化(中国保護知識産権網 2026 年 8 月 28 日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. 中国商務部、外資系企業の対中投資に「3 つの変化」 イノベーション・産業エコシステムを重視 (中国政府網 2026 年 8 月 25 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. ビリビリ、バーチャルヒューマンの音声データを知財登録 全国初(中国知識産権資訊網 2026 年 9 月 3 日)

2. 第2回世界人型ロボット運動会が閉幕 特許技術が実用化を後押し(中国知識産権資訊網 2026 年 9 月 2 日)

○ 統計関連

1. 知的財産製品への投資が急増 2026 年 1～7 月は 9.1%増(中国保護知識産権網 2026 年 9 月 1 日)
2. 中国、AI エージェント関連特許の登録件数が 3400 件超 2025 年(国家データ局公式サイト 2026 年 8 月 28 日)

○ その他知財関連

1. 第 15 回中国知財年会、北京で開催へ 13 の分科会を予定(中国法院網 2026 年 9 月 2 日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、改正知財法規の全国周知活動を開始★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は 8 月 25 日、改正された知的財産権関連の法律・法規を周知する全国巡回活動を陝西省西安市で開始した。今回の活動は改正法規の理解と運用を促進し、知財ガバナンスの法治化を進めることを目的とする。

同局の芮文彪副局長は、知的財産権に関する法治整備は知財強国の建設を支える基盤的かつ保障的な取り組みであると指摘した。今年に入り、「中華人民共和國商標法」「集積回路配置設計保護条例」

「特許優先審査管理弁法」が相次いで改正され、実務上の課題への対応や制度基盤の強化が進められている。

同局は今後も、改正された知財関連の法律、法規、規則の周知と施行を進め、知的財産権ガバナンスの法治化水準を高める方針である。

今回の活動には陝西省、甘粛省、青海省、寧夏回族自治区から 200 人余りが会場で参加したほか、オンラインでは全国から約 2 万人が視聴した。

(出典：国家知識産権網 2026 年 8 月 26 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/8/26/art_53_207863.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局申局長、中国・ASEAN 知財長官会議と知財週間に出席★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長はこのほど、代表団を率いてシンガポールを訪問し、第 17 回中国・ASEAN 知的財産長官会議およびシンガポール知的財産週間に出席した。

中国・ASEAN 知的財産長官会議では「中国・ASEAN 2026～2027 年知的財産協力作業計画」が採択された。新たな計画に基づき、人材・能力育成、知財の保護・活用、ユーザーサービス、研修、遺伝資源・伝統的知識などの分野で協力を深める。

申局長はシンガポール知的財産週間で、AI の質の高い発展には知的財産との密接な関係があると指摘し、世界各国の知財機関や産業界などと連携し、知的財産と AI の共生的な発展と融合を進める考えを示した。

訪問中には世界知的所有権機関（WIPO）やシンガポール、デンマーク、ブルネイの知財機関と会談した。また、シンガポールとは特許審査ハイウェイ（PPH）試行プロジェクトの延長協定、ブルネイとは知財協力に関する覚書を締結した。

(出典：国家知識産権網 2026 年 9 月 2 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/9/2/art_53_207983.html

★★★2. 司法部と国家知識産権局、涉外知財実務の専門人材を育成★★★

中国司法部と中国国家知識産権局（CNIPA）は 8 月 26～28 日、華東政法大学で初となる「涉外知財実務人材」を対象とした専門研修を共同開催した。全国各地から、涉外知財業務に携わる弁護士、仲裁人、企業の法務担当者、大学教員ら約 150 人が参加した。

研修では、企業の海外展開や海外における国益の保護を支えるため、国際的な視野と実務上の問題解決能力を備えた知財人材の育成を目指した。中央政府関係部門の担当者や大学、実務分野の専門家が、標準必須特許（SEP）、AI 生成コンテンツの著作権保護、涉外知財紛争への対応などについて講義を行い、実務上の課題をめぐる討議も実施した。

参加者からは、実務性・実用性を重視した研修内容が、涉外知財業務に必要な実務能力の向上に役立ったとの評価が寄せられた。

(出典：国家知識産権網 2026 年 8 月 29 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/8/29/art_53_207903.html

★★★3. 中国・シンガポール、PPH 試行を 5 年間延長 2031 年まで★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）とシンガポール知的財産庁（IPOS）は、中国・シンガポール間の特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを 2026 年 9 月 1 日から 5 年間延長し、2031 年 8 月 31 日まで実施することで合意した。対応出願と同一の最先の日（対応出願の優先日または出願日）を有する出願は、同試行プログラムを利用できる。

PPH は、各国・地域の特許審査機関が審査結果を共有することで、特許審査を迅速化する仕組みである。中国では 2011 年 11 月に初の PPH 試行を開始して以来、国家知識産権局が 38 カ国・地域の特許審査機関と PPH の協力体制を構築しており、中国の出願人による海外での特許権の早期取得を支えている。

(出典：国家知識産権網 2026 年 8 月 28 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/8/28/art_53_207899.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 河北省、知財運営センター整備を規範化 産業化を後押し★★★

河北省市場監督管理局はこのほど、「河北省産業知的財産権運営センター建設・管理業務指針（暫定）」を公布した。省級産業知的財産権運営センターの設置・運営を規範化し、重点産業における知財の活用・事業化を促進する。

河北省では近年、省・市の市場監督管理局と運営センターが連携し、政府と市場、企業と専門機関、サービスと評価を組み合わせた仕組みを構築してきた。現在、省内では 40 以上の機関が知財運営サービスに携わり、コネクテッドカー、電子情報、半導体など 7 つの重点産業チェーンを対象に取り組みを進めている。

「指針」はセンターの職責、基本条件、認定・管理などを規定し、申請・認定の定量的な基準も明確化した。申請主体には、知財の譲渡・ライセンス・現物出資などによる年間の事業化額 300 万元以上（1 元は約 23.6 円）、または知財活用・特許産業化プロジェクト 6 件以上の実施などを求める。また、産業知財イノベーション連合体などの協力体制を構築し、産業チェーン関連の 12 以上の組織への波及効果を生み出すことも条件とした。

今後は、省級センターの認定を段階的に進め、知財の活用・事業化を支える産業エコシステムの構築を目指す。

(出典：国家知識産権網 2026 年 8 月 28 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/8/28/art_55_207887.html

【華東地域】

★★★2. 江蘇省、医療データ知財の保護・活用推進 98 社が 249 件登録★★★

江蘇省知識産権局、省工業・情報化庁、省衛生健康委員会などはこのほど、医療・健康分野におけるデータ知的財産権の保護・活用と、バイオ医薬品分野の高品質データセット構築をテーマとするイベントを南京市で開催した。

会場では、データ知的財産権の登録・活用、医薬・医療データの越境移転に関するコンプライアンス、データ知的財産権の協同保護などについて解説が行われた。医療機関は特定疾病のデータセット構築や電子カルテの構造化、データ知的財産権の活用事例を紹介し、企業・関係機関は信頼できるデータ空間とデータ知的財産権の連携による新たな活用方法を議論した。

また、医療・健康分野で登録済みのデータ知的財産権リストやデータ需要・供給リストを公表し、関連機関による協力意向書の締結も行われた。

中国で最初にデータ知的財産権の試行地域に指定された省の一つである江蘇省では、これまでに4700件以上の登録証を発行し、1000以上の事業主体にサービスを提供している。このうち医療・健康分野では98の事業主体が249件のデータセットを登録している。

(出典：国家知識産権網 2026年8月28日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/8/28/art_57_207886.html

【華南地域】

★★★3. 海南省三亜市、非品種植物の特許3件を迅速に権利化 新たな知財保護制度が始動★★★

三亜市知的財産権保護センターによると、崖州湾国家実験室が提出した非品種植物に関する3件の特許出願が、同センターの迅速な予備審査を経て特許登録された。非品種植物の技術方案はこれまで、特許保護と植物新品種保護のいずれにも該当しない「空白地帯」に置かれるケースがあった。今回の3件は、中国で非品種植物の特許保護制度が本格的に運用され始めたことを示す成果となる。

中国の特許法は、動物・植物の品種の特許保護の対象外としている。従来の「特許審査指南」は「植物品種」を広く解釈し、植物全般を事実上、特許保護の対象から除外していたため、特定の外来遺伝子を含む植物や育種過程の中間材料なども、特許取得が難しいケースがあった。

最新の改正「特許審査指南」では、植物新品種制度との適切な連携と種苗業界の知財保護強化に向け、「植物品種」の定義を初めて明確化した。形態的特徴や生物学的特性が一貫し、遺伝的形質が比較的安定した植物群を「植物品種」と定義し、これに該当しない植物は特許保護の対象となり得ることを明確にした。

三亜市知識産権保護センターは、改正規定の施行当初で判断事例がなかったことから、崖州湾国家実験室の研究事例を個別に検討し、「非品種植物予備審査の実務ポイント」を取りまとめた。これにより、植物新品種保護の対象となる「安定した品種」と、特許保護の対象となる「技術方案」の法的境界を明確化し、今回の特許出願を後押しした。

(出典：中国知識産権資訊網 2026年8月28日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=148260

【その他地域】

★★★4. 湖北省、「十五五」知財計画を発表 2030年に全国上位へ★★★

湖北省知識産権局はこのほど、省政府の同意を得て「湖北省知的財産権『十五五』計画」を公布した。計画は5章21項目の具体的任務と7つの重点プロジェクトからなり、知財の創出、活用、保護、サービス、協力を中心に、知財の発展体系を整備する。

2030年までに湖北省の知財総合力を全国の先頭グループに引き上げ、知的財産の創出の質、活用効果、保護水準、管理・サービス能力を大幅に向上させることを目標に掲げた。武漢の地域科学技術イノベーションセンター整備などを支え、科学技術の自立自強と産業イノベーションの促進を目指す。

7つの主要指標には人口1万人当たりの高価値特許・有効特許の保有件数、有効登録商標数、作品の著作権登録件数のほか、特許集約型産業の付加価値がGDPに占める割合、地理的表示製品の直接生産高、知財保護に対する社会的満足度を設定した。

また、高価値特許の育成・配置、AIと知的財産の融合、迅速な協同保護体制の構築など7つの重点プロジェクトを推進する。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年8月28日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=148253

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高検、知財事件の技術支援代表事例5件を公表 専門的証拠の審査強化へ★★★

中国最高人民検察院は9月2日、知的財産検察事件における技術支援の代表事例5件を公表した。知財事件の専門性・技術性の高まりを踏まえ、検察実務と技術の融合を進めた取り組みを紹介している。

5件は知的財産に関する刑事・民事事件を対象とし、特許侵害の認定、営業秘密の非公知性、著作権保護技術の認定、いわゆる「盗用リンク」による情報ネットワーク伝達行為、ネット犯罪者の本人同一性の確認など、複雑な技術的問題を扱った。

代表事例では技術的証拠の実質的な審査における技術支援の効果も示された。ある事例では、技術調査官が鑑定意見を実質審査し、特許の公開内容との比較を通じて、対象技術の非公知性を認定した。

最高検察院は今後、技術的事実を解明する仕組みの活用や技術的証拠の実質審査を強化し、知財事件における検察業務の質と効率の向上につなげるとしている。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026年9月2日)

https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202609/t20260902_736033.shtml#1

★★★2. 上海浦東新区、知財の行政・刑事連携を強化 新制度を公布★★★

上海市浦東新区知識産権局、浦東新区検察院、浦東新区公安分局は、改正した「浦東新区知的財産権違法犯罪事件における行政執行・刑事司法連携実施弁法」と「浦東新区知的財産権刑事事件への早期関与実施弁法」を共同で発表し、知財事件の行政・刑事連携に関する代表事例も公表した。

行政・刑事司法連携実施弁法は全7章37条からなり、「物品処理」と「業務メカニズム」の2章を

新設した。事件関連物品の行政機関から司法機関への移送、司法機関から行政機関への逆方向の移送、保管協力などを規定するとともに、合同協議や連絡調整などの常設協力体制を整備した。行政機関への事件の逆送や違法所得の処理についても手続を明確化し、知的財産の行政保護と司法保護の円滑な連携を図る。

一方、「早期関与実施弁法」は2022年の制度を改定したもので、通常の関与と特別な関与の2方式を導入した。新類型・新業態や営業秘密に関する複雑な事件では、端緒の段階から検察機関が関与できるようにし、情報共有や継続的な指導、定期的な検討の仕組みも整えた。両制度を通じ、刑事事件として扱うべき事案は適切に訴追し、行政処分の対象となる事案は速やかに処理する体制を構築する。

(出典：中国保護知識産権網 2026年9月1日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202609/1997534.html>

★★★3. 最高人民検察院、改正「商標法」の施行徹底へ 10月に全人大常務委へ報告★★★

最高人民検察院は今年10月、知的財産権検察業務について全国人民代表大会常務委員会に特別報告を行う。これに先立ち、8月28日、最高人民検察院の理論学習グループと検察委員会は、改正「商標法」について合同勉強会を開催した。応勇・最高人民検察院検察長は、商標法の改正・施行の意義と基本原則を正確に把握し、商標法をはじめとする知財関連法を総合的に運用することで、知財強国の建設を支えるよう求めた。

応勇検察長は、商標法を適切に運用するとともに、民法典、著作権法、特許法などの関連法令を総合的に適用し、知的財産権の司法保護を一層強化する方針を示した。具体的には、登録商標の冒用や偽ブランド商品の販売などの商標権侵害犯罪を取り締まるほか、電子商取引やライブコマースを利用したオンライン上の偽造品販売など、新たな形態の侵害にも対応する。また、商標関連事件における刑事・民事・行政訴訟の監督を強化し、知財に関する悪意ある訴訟への特別監督を常態化する。

制度面では、行政執行と刑事司法の双方向の連携を強化し、行政機関に犯罪容疑事件の移送を促すことで、「制裁金だけで済ませる」事態を防止する。また、不起訴処分とした者についても、必要に応じて検察意見を提出し、処罰すべき事案が処罰されないことを防ぐ。さらに、地理的表示や老舗ブランドの保護を重点とした司法保護を強化し、有名人の氏名などを悪意により商標登録する違法行為についても取り締まりを進める。関係する法執行・司法機関との連携を強化し、事件移送や情報共有、協議の仕組みを整備して新たな問題への対応を進める。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026年8月28日)

https://www.spp.gov.cn/tt/202608/t20260828_735766.shtml

★★★4. 浙江省永康市、知財事件の専門調査を強化 技術調査官を部門間で共有★★★

「中国の金物の都」と呼ばれる浙江省永康市では近年、外国に関わる知的財産事件が増加し、事件の類型も複雑化している。こうした中、永康市検察院は今年4月、市場監督管理部門、裁判所、公安、税関などと連携し、「知的財産権技術調査官の共有・活用に関する協力協定」を締結し、部門をまた

ぐ事件処理で技術調査官を共同利用する仕組みを構築した。

初回到任命された 23 人の技術調査官は電子、化学、外国語など幅広い専門分野をカバーする。海外商標の登録状況や外国語の使用許諾書類の効力など、司法関係者だけでは判断が難しい技術・専門上の問題について、調査官が分析・判断し、重要事実の認定を支援する。

同制度は、ロシアの取引先から提供されたサンプルや注文に基づき、特定の標識を付した封缶機を製造・販売した事件でも活用された。ロシアにおける商標の登録状況や権利者の確認、ロシア語で作成された専門性の高い権利許諾書類の精査が必要となったため、検察院はロシア関連の知財実務に詳しい技術調査官を参加させ、専門的な判断を審査に活用した。

また、海外からの権利許諾に関する確認体制が整っていないことや、知財コンプライアンス意識の不足を踏まえ、検察機関と市場監督部門が企業に個別指導を実施し、商標登録時の審査や海外からの権利許諾を確認する体制の整備を促している。今後は、知財事件における専門的な問題を専門家が解決する体制を全面的に整備し、企業の海外展開を法治面から支援する。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026 年 8 月 26 日)

https://www.spp.gov.cn/dfjcdt/202608/t20260826_735575.shtml

★★★5. 中国検察機関、営業秘密侵害犯罪の取締りを強化 権利者救済とリスク予防も推進★★★

最高人民検察院知識産権検察庁の担当者はこのほど、国家市場監督管理総局が開催した「営業秘密保護と産業発展」に関する記者会見で、検察機関による営業秘密保護の取り組みについて説明した。営業秘密侵害犯罪を法に基づき取り締まるとともに、営業秘密保護に関するルールの整備や関係機関との連携を進め、イノベーション環境とビジネス環境の改善を図るとしている。

2023 年から今年 6 月までに、全国の検察機関が起訴審査のために受理した営業秘密侵害犯罪事件は 488 件、対象者は 1242 人に上った。最高人民検察院は各地の検察機関を指導し、半導体製造、ハイエンド設備、新エネルギー、新素材などの分野で、企業の中核技術を侵害した事件を処理してきた。海外のために営業秘密を不正に取得・提供する犯罪も厳しく処罰し、国家の科学技術安全保障を守る取り組みを進めている。

また、刑事附帯民事訴訟も活用し、刑事・民事の責任を一体的に追及することで、権利者の負担軽減を図っている。湖南省の検察機関が処理した営業秘密侵害事件では、権利者による刑事附帯民事訴訟の提起を支援し、経済的損失と懲罰的賠償を合わせて 1800 万余元の賠償が認められた。営業秘密侵害事件の処理では、行政処罰と刑事処罰の双方向の連携も強化し、違法行為が刑事・行政のいずれによっても適切に処理されない事態を防ぐとともに、法執行・司法対応の一貫性を高めている。(1 元は約 23.6 円)

さらに、事件処理を通じて把握した企業の営業秘密保護上の問題や社会的課題については、営業秘密保護ガイドラインの公表や検察意見書の発出などを通じて企業に改善を促している。こうした取り組みにより、営業秘密保護に関する制度上の課題の改善とリスクの未然防止を図り、企業の技術革新と健全な事業活動を支える環境の整備を進めている。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026 年 8 月 19 日)

https://www.spp.gov.cn/zd gz/202608/t20260819_735164.shtml

○ ニセモノ、権利侵害問題

【華東地域】

★★★1. 上海静安区知識産権局、化粧品ブランドと連携 模倣品対策を強化★★★

上海市静安区知識産権局はこのほど、世界的な高級スキンケアブランド「オグスティヌス・バーダー（Augustinus Bader）」と知的財産権保護に関する座談会を開き、化粧品分野における知財保護や地域のビジネス環境の改善について意見を交わした。

静安区では「静安化粧品産業権利擁護連盟」や知的財産権保護支援ステーションを活用し、オンラインとオフラインを連携させた模倣品対策を進めている。一般的な侵害情報については証拠を確保した上でECプラットフォームに削除を求め、悪質な事案では市場監督部門と連携して対応する。犯罪の疑いがある特に重大な事案については、公安機関の経済犯罪捜査部門と共同で取り締まりを行う。

今後は、行政と刑事司法の連携をさらに強化するとともに、企業が権利侵害への対応を求めやすい環境を整え、外資系企業の投資・事業活動を知財保護の面から支援していく。

(出典：中国保護知識産権網 2026年8月28日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202608/1997448.html>

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国商務部、外資系企業の対中投資に「3つの変化」 イノベーション・産業エコシステムを重視★★★

中国商務部の凌激副部長はこのほど、國務院新聞弁公室の記者会見で、近年の外資系企業による対中投資や商談会への参加状況から、対中投資には「3つの変化」が見られると説明した。

第一に、投資判断が「コスト重視」から「価値重視」へ移行している。外資系企業は人件費や土地など従来の生産コストだけでなく、効率的な産業エコシステムや優れたインフラ、グリーン電力やコンピューティング能力など新たな生産要素の供給、効率的なサプライチェーン、活発なイノベーション環境、高度人材の集積などを重視するようになっている。

第二に、「不足分を補う」投資から「競争力を鍛える」投資への変化である。かつて外資系企業は中国市場における資金や供給の不足を補うことを目的に投資し、資金や成熟技術、ビジネスモデル、経営手法を持ち込むことで成長を図ってきた。中国の産業発展や市場競争が進む中、外資系企業は中国を製品・技術の開発や市場対応力を磨き、グローバルな競争力を高めるための「トレーニング場」と位置付けている。

第三に、「独立運営」から「協調的な発展」への移行が進んでいる。従来、多くの外資系企業は中国国内に独自の研究開発・サプライチェーン体制を構築していた。しかし、中国の産業・サプライチェーンが整備され効率化が進む中、外資系企業は自前の研究開発・供給網を構築するだけでなく、中国の産業エコシステムに深く組み込み、現地企業との協力を強化している。

(出典：中国政府網 2026 年 8 月 25 日)

https://www.gov.cn/lianbo/202608/content_7079116.htm

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. ビリビリ、バーチャルヒューマンの音声データを知財登録 全国初★★★

中国動画共有サイト大手のビリビリはこのほど、バーチャル歌手「洛天依（ルオ・テンイ）」の音声データセットについて、上海市のデータ製品知的財産権登録証書を取得した。完全なバーチャルヒューマンの音声データ製品が知財登録された全国初の事例となる。

ビリビリが 2012 年に上海で展開を開始した「洛天依」は、14 年間にわたるコンテンツの蓄積と継続的な運営を通じて、独自のブランド価値を築いてきた。一方、バーチャルヒューマンの音声は法的な権利関係が明確でなく、無断で複製されたり、商業利用されたりするリスクがあった。

今回登録された音声データセットは、洛天依の特徴的な音声データを収集、アノテーション、調整して加工したもので、独創性と商業的価値を備える。上海市のデータ製品知的財産権登録制度が定める「実質的加工」や「革新的労働」などの要件を満たした。ビリビリは今回の登録により、データの権利確立から司法救済まで、一貫した権利保護の仕組みを構築した。

ビリビリは今後、より細分化した「音声コーパス単位データベース」についても知財登録を進める方針だ。データを段階的に登録することで、バーチャルヒューマン関連データの権利保護モデルを確立し、業界の健全で持続的な発展を後押しする。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 9 月 3 日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2026/09/id/9479106.shtml>

★★★2. 第 2 回世界人型ロボット運動会が閉幕 特許技術が実用化を後押し★★★

8 月 26 日夜、第 2 回世界人型ロボット運動会が閉幕した。5 日間の大会には 16 カ国から 666 チーム、2056 台のロボットが参加した。100 メートル大型ロボットの決勝タイムは第 1 回大会の 21 秒 50 から 8 秒 64 へ、1500 メートルは 6 分 34 秒 40 から 2 分 21 秒 64 へ、立ち幅跳びは 0.956 メートルから 3.40 メートルへと大幅に更新された。こうした性能向上を支えているのが技術者による研究開発と特許の蓄積である。

今回の大会では、実社会での活用を想定した競技が初めて大規模に導入された。21 の実用シナリオ競技が全競技種目の 4 割超を占め、工業組立、スーパー・小売、家庭サービス、消防・救援、図書管理、園芸・巡回点検、新エネルギー車の充電など 9 分野をカバーした。大会が掲げる「受賞すれば受注につながり、競技を終えれば現場で実用化する」という産業化の考え方の下、特許技術を実用レベルへ高めることが求められている。

「2026 年人型ロボット産業発展報告書」によると、今年上半期の中国における人型ロボット出荷台数は 4 万台を超え、世界全体の 97%を占めた。出荷の急増を背景に特許技術の実用化も加速している。閉幕式では、世界初となる世界規模の人型ロボット運動会の全量データセットが公開された。総収録時間は 2500 時間を超え、12 の応用シナリオをカバーする。実際の競技環境で蓄積されたこう

した高品質なデータは、業界全体で活用できる貴重な資源となり、次世代の特許技術開発を支えるデータ基盤にもなる。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 9 月 2 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=148281

○ 統計関連

★★★1. 知的財産製品への投資が急増 2026 年 1～7 月は 9.1%増★★★

知的財産製品への投資が急速に伸び、投資分野における新たな注目分野となっている。中国国家統計局の担当者はこのほど、関連状況について記者の取材に応じた。

知的財産製品への投資とは、一定期間内に行われた知的財産製品の生産・取得に対する投資を指し、主にコンピューターソフトウェア・データベース、研究開発、鉱物資源の探査・評価、娯楽・文学・芸術作品の原作品への投資からなる。2021～2025 年は、コンピューターソフトウェア・データベースと研究開発への投資が全体の 95%超を占めた。今年 1～7 月はコンピューターソフトウェア・データベースへの投資が前年同期比 10.7%増加し、知的財産製品への投資全体を 5.2 ポイント押し上げた。

知的財産製品への投資は近年、明確な増加傾向を示している。2023～2025 年の伸び率はそれぞれ 11.7%、8.0%、8.1%で、今年 1～7 月は 9.1%増となった。社会全体の固定資産投資に占める割合も 2022 年の 11.0%から 2025 年には 14.1%に上昇し、今年 1～7 月には 14.8%となった。前年同期比では 2.1 ポイント上昇し、全投資の伸びを 1.2 ポイント押し上げた。

同担当者は、知的財産製品への投資の急速な拡大はイノベーション主導の発展、新質生産力の育成、効果的な投資の拡大を促す重要な原動力になっていると説明した。政府は研究開発へのインセンティブや税制優遇などの政策を整備し、企業も研究開発投資を拡大している。特にソフトウェアやデータベースなどへの投資を強化し、デジタル化・スマート化への転換を加速するとともに、戦略的新興産業や未来産業の育成を進めている。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 9 月 1 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202609/1997526.html>

★★★2. 中国、AI エージェント関連特許の登録件数が 3400 件超 2025 年★★★

国家データ発展研究院は 8 月 28 日、2026 中国国際ビッグデータ産業博覧会のメインフォーラムで「中国データ産業発展報告（2026）」を発表した。

報告書によると、2025 年の中国のデータ産業規模は前年比 15.7%増の 6 兆 7800 億元に達した。AI アプリケーションソフトを含むデータ関連ソフトウェア製品と、トークンサービスを含むデータ資源製品の生産額は合計 4 兆 9900 億元となり、産業全体の 73.6%を占めた。（1 元は約 23.6 円）

また、トークンサービスなどの新たな業態も急速に成長している。国家データ発展研究院の胡堅波院長によると、AI エージェントの普及がトークンサービスの発展を後押ししている。2025 年には、中国における AI エージェント関連特許の登録件数が 3400 件を超え、前年比 2 倍以上の伸びを示し

た。

報告書は今後の動向として、①トークンサービスの拡大による新たなビジネスモデルや産業形態の創出、②AIによるデータ需要の継続的な拡大、③AIネイティブのデータ技術・産業におけるイノベーションの加速と合成データの重要性向上、④データ産業規模の高い成長率の維持——の4点を挙げた。

(出典：国家データ局公式サイト 2026年8月28日)

https://www.nda.gov.cn/sjj/swdt/xwfb/0828/20260828233336307959824_pc.html

○ その他知財関連

★★★1. 第15回中国知財年会、北京で開催へ 13の分科会を予定★★★

第15回中国知的財産年会在9月8日から9日にかけて北京市で開催される。今回のテーマは『「十五五」期の知的財産の質の高い発展を力強く推進する』で、国内外の政府、産業界、大学・研究機関などの関係者が集まり、イノベーションや質の高い発展、対外開放における知的財産の新たな役割について議論する。

年会では1つのメインフォーラム、13の分科会、20以上の関連イベントを開催する。産業界の注目分野や最先端の課題を取り上げるほか、国際特許・商標サービス・製品マッチングイベントや、中国と外国の地理的表示製品のマッチングイベントも実施する。

135の知財サービス機関が参加し、イノベーション主体に対して知的財産に関する幅広いサービスのマッチングを提供する。

中国知的財産年会は2010年の初開催以来、中国の知財分野における発展の紹介や業界の先端的課題に関する交流、知財サービスの需給マッチング、国際的な情報発信を担うハイレベルな交流の場として発展してきた。

(出典：中国法院網 2026年9月2日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2026/09/id/9479279.shtml>

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトよりEメールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度と

なります)。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved